

平成28年

上尾市教育委員会 11月定例会
議案資料

目 次

議案第42号 資料

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)

◇教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表 -----	1
---------------------------------	---

議案第42号資料

教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）新旧対照表（公布日施行・平成28年12月1日適用）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当） 第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>（期末手当） 第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額に、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>

教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）新旧対照表（平成29年4月1日施行）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当） 第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額</p> <p>に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>（期末手当） 第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額と、その合計額に100分の20を乗じて得た額との合計額</p> <p>に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>